

生駒市条例第 27 号

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 6 月 25 日

生駒市長 山下 真

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和 37 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(9)の 2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用すること。

第 19 条第 2 項中「前条第 1 項第 1 号から第 9 号まで」を「前条第 1 項第 1 号から第 9 号の 2 まで」に改める。

第 21 条第 2 項及び第 22 条中「及び第 9 号」を「、第 9 号及び第 9 号の 2」に改める。

第 45 条に次の 1 号を加える。

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

附 則

この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。